

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ハイチ	食糧増産援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H15.1.6まで	H14.1.7 ポール・ト・フランスで (同日)	日本側 北沢寛治在ハイチ 臨時代理大使 ジョゼフ・フリック・ア ニョニオ外務大臣	H14.7.8 286号
ハイチ	食糧増産援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H15.3.31まで	H14.6.25 ポール・ト・フランスで (同日)	日本側 北沢寛治在ハイチ 臨時代理大使 ジョゼフ・フリック・ア ニョニオ外務大臣	H15.7.17 259号
ハイチ	食糧増産援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	280,000千円 H16.3.31まで	H15.4.21 ポルトン フランスで (同日)	日本側 北沢寛治在ハイチ 臨時代理大使 ジョゼフ・フリック・ア ニョニオ外務大臣	H16.5.13 212号
ハイチ	食糧増産援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H16.3.31まで	H15.4.21 ポルトン フランスで (同日)	日本側 北沢寛治在ハイチ 臨時代理大使 ジョゼフ・フリック・ア ニョニオ外務大臣	H16.5.13 213号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ハイチとの無償資金協力取極一覧